

館山

会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2006 11

会員数1,016名

●昭和51年7月10日第3種郵便物認可 ●平成18年11月10日発行(毎月1回10日発行)第467号 ●発行所/館山商工会議所 ●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸 ●〒294-0047 千葉県館山市八幡 821 ●TEL 0470-22-8330 FAX 0470-23-4011 ●印刷所/株式会社集賢舎 ●定価1部20円 (購読料は会費に含まれています)



南総里見まつり (第25回館山城まつり)

◆『まちづくり』についての懇談会を開催

～ロック開発に対する館山市の意見書に、
会議所の要望事項が反映されているか確認～

◆商工会議所のネットワークを通じて地域ぐるみで子どもを守ろう！

◆『個店の魅力アップ』研修会を開催

◆『改正まちづくり3法』

～コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりに向けて～

◆米国経済の減速とわが国への影響

◆おめでとうございます

小林副会頭が財務大臣表彰を受賞

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「国民生活金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不要
保証協会の保証	不要
貸付限度額	1,000万円 (但し別枠450万円を含む)
返済期間	7年以内 (*運転資金は5年以内)
利率	年2.0% (平成18年9月13日現在)
融資対象	小規模事業者：従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますので下記までお問い合わせください。

問合せ 館山商工会議所 ☎22-8330

『まちづくり』についての懇談会を開催

「ロック開発に対する館山市の意見書に、
会議所の要望事項が反映されているか確認」

当所では、10月16日(月)に館山市助役の永井一浩氏を始め、商工会議所活動にかかわる担当課をお招きして、「まちづくり」についての懇談会を開催した。

懇談会には館山市より、永井一浩助役、平川實商工課長、松坂隆雄建設課長、忍足光正都市計画課長、鈴木雄二商工課長補佐、当所より高橋弘之会頭、小林義和副会頭、西郷隆好副会頭、宮澤治海副会頭、山本佳幸専務理事が出席した。



懇談会では、高橋会頭から、「永井助役が8月に着任されたので、まちづくりに関する従前からの引継事項の確認や、特にロックシティ館山店の開発計画を中心に現状についての意見交換をしたい」旨の挨拶があり、永井助役からは「着任3ヶ月の間で、館山駅東口側、商店街を含め、今後どのようにしていこう」とい



う考えなのか、また、西口側、海岸通りを含めた景観づくりの方向性、都市計画マスタープランをつくるべきではないか等、疑問を持った」との問題提起がなされるなか意見交換を行った。
特に、来春オープンを予定し、開発工事に着手したロックシティ館山店に関しては、活発な情報交換がなされた。

- ロックシティ館山店に関しては、これまでも情報交換や対策会議を実施し、商工団体としての要望を打ち出してきた。館山市においても、ロック開発による開発計画に関して千葉県に意見書を提出しているため、地元商工業者の要望がその内容に反映されているかどうかを確認した。
- 意見書の項目としては、
- ① 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ② 歩行者の通行の利便の確保等に係る事項
 - ③ 廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事項
 - ④ 防災対策への協力に係る事項
 - ⑤ 騒音の発生に係る事項
 - ⑥ 廃棄物に係る事項
 - ⑦ 街並みづくりに係る事項
 - ⑧ その他
- となっている。①～⑦については、開発計画に対する意見書としての共通項目となっているが、今回館山市では、まちづくりの観点や地元商工業者の要望を集約した内容として、⑧その他で、「市の意

見とし入店者も含めて商工団体への加入、各種地域振興イベントへの参加等、地域貢献に関する計画書の提出及び公表をお願いしたい」との内容を掲載していただいた。また、その理由としては、日本チェーンストア協会作成の「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」の要旨にもあるように、商工団体への加入のみで、地域イベントへの協力不足を防止するため、としている。

これらの内容は商工団体として当所が打ち出してきた内容が十分に反映されたものとなっている。

さらに懇談会では、今後この意見書の内容が実行されたかをどのように検証して行くかが議論され、当所からは拘束力や強制力をもった、まちづくり条例の制定やガイドラインの策定が要望され、市からは大型店、地元商工業者、行政などが継続して参加し、「まちづくり」について共に考える、懇談会や協議会の創設が提案された。

当所では、今後も地域唯一の商工団体として「まちづくりに」商工業者の意見を反映させ、地域の活性化に寄与すべく、館山市とこのような懇談会を開催して行きたいと考えている。

銘菓八種詰合せ
南総里見八犬伝
房洋堂
全国銘菓加盟店
千葉・市原・木更津・君津・富津・館山・鴨川
TEL0470(23)5111
<http://www.boyodo.co.jp/>

宝石は心の安らぎ
メガネと共に快適生活

コバヤシ 宝石・メガネ

館山本店 22-8881
館山銀座店 23-5511
館山ジャスコ店 24-2010

商工会議所のネットワークを通じて 地域ぐるみで子どもを守るろう！

近年、子ども達を狙った痛ましい犯罪が多発しています。子ども達を守るために行政や学校、保護者らの取り組みは既に行われていますが、犯罪から子ども達を守るためには地域社会の協力が不可欠です。従来から各地域の商工業者は自主パトロールや警察活動への協力等を通じて、「安全で安心なまちづくり」の推進に向けて行動しているが、子ども達の安全を守るため、その活動はますます重要になってきています。

関東商工会議所連合会及び管内102の商工会議所では、子ども達を凶悪な犯罪から守るために、行動アピールを下記のとおり採択しました。

館山商工会議所と致しましても、「安全で安心なまちづくり」の推進に協力したいと存じます。

本活動にご賛同いただける会員事業所は、当所までご連絡下さい。ステッカーをお渡しいたします。

【お問合せ】

館山商工会議所
☎ 22-83330

〈行動アピール〉

- 1、商工会議所の会員事業所の中で、本趣旨に賛同する会員は次の行動を行うこととする。
 - ① 子どもが不審者等に追いかけられた場合は、子どもを保護するために、一時避難場所を提供する。
 - ② 子どもを保護した場合、警察や保護者などにすみやかに連絡する。
 - ③ 子ども達に一時避難場所がわかるよう、商工会議所共通のステッカーを掲出する。
- 2、子ども達の安全確保のため、すでに学校や保護者、行政が実施しているこうした取り組みとも十分連携が図れるよう、商工会議所としても積極的に行動する。



『個店の魅力アップ』 研修会を開催！

～地域住民に支持される
個店や商店街を目指して～

当所商業まちづくり委員会（委員長 小林義和）、当所女性会（会長 倉持久子）、館山市商業協同組合（代表理事 廣井武雄）では、10月19日（木）に『個店の魅力アップ』研修会を開催した。（出席者40名）

この研修会は、来春に予定されているロックシティ館山店の開店や、カインズモール館山店の増床により、大きな変化が予想される商業環境にどのように立ち向かい、商店街を含めた地域の活性化を実現するかをテーマに、個店の魅力アップや活性化、大型店対策、まちづくりなどに多数の講師をお持ちの東 正高氏を講師に迎え開催した。



策や地域密着の課題をわかりやすく解説いただいた、「地域住民に支持される個店や商店街を目指さなければ」といった声が聞かれた。

なお、この講習会は第2回を予定しているので是非ご出席ください。

【日時】

平成18年11月21日（火）
14時～16時30分

【会場】

館山商工会議所 会議室

【テーマ】

『個店の魅力アップで販売促進を目指す！』～地域経済活性化のカギはあなたのお店にある～

【講師】

東経営管理事務所

東 正高氏

※希望者は当所（☎22-83330）までお申込みください。

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー



安房運輸株式会社

電話:本社 0470-22-0165
館山 0470-27-6151

http://www.tokyo-bay.ne.jp/~awa-exp/

- ・路線、地域内宅配
- ・引越、貸切、積合わせ
- ・コース配送、他

本・教科書・文具・ファンシー



MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771

●営業時間 9:00AM～8:00PM

(年中無休)

『改正まちづくり3法』

～コンパクトでにぎわいのあふれるまちづくりに向けて～

平成10年に「まちづくり3法」が整備されて、7年以上が経過しました。中心市街地の衰退の様々な要因が指摘される中、新たな環境変化に対応したまちづくりが必要とされています。そのような背景の中、『改正まちづくり3法』が成立しました。『改正まちづくり3法』は、人口減少・高齢化社会の時代に対応し、都市機能の郊外拡散にブレーキをかける一方で、中心市街地の再生にアクセルを踏み、まちのコンパクト化とにぎわいの回復を図ることとしています。

◇『まちづくり3法』 改正の背景

長い歴史の中で中心市街地の機能を担ってきました。まちづくり3法とは、地域毎に大型店の適正な立地を実現するための「都市計画法」、大型店の立地に際して、周辺的生活環境の保持といった観点から配慮を求める「大規模小売店舗立地法」(以下「大店立地法」)、中心市街地の活性のための「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の一体的推進に関する法律」(以下「中心市街地活性化法」)のことをいいます。この制度を活用して活用して数多くの地域が中心市街地の活性化に向けて取り組みました。積極的な取り組みにより、中心市街地のにぎわいが回復

した地域がある一方で、様々な課題を抱え、それらの問題を解決することが出来ず、停滞、または衰退している地域もあります。全国的に見ても中心市街地の居住人口や販売額は減少傾向にあり、依然として厳しい状況にあります。中心市街地の空洞化は、「まちの顔」が見えなくなってしまうことであり、「まちのアイデンティティ(同一性)の喪失」危機ともいえます。中心市街地を取り巻く環境の変化は、郊外居住の進展、モータリゼーションの進展、学校、病院、社会福祉施設等の公共公益施設の郊外移転、大型商業施設の郊外開発によるまち自体の郊外化があげられます。これらは「まちづくり3法」制定後も一層進んでいます。さらに、今後は少子高齢化がさらに進み、人口減

少社会に突入します。これまでも高度経済成長期を中心に、人口の増加を前提としてきた様々な制度も、人口減少社会というパラダイムシフトに対応していく必要があります。今回の『改正まちづくり3法』の制定はそうした対応が求められたことも背景にあります。

◇『改正まちづくり3法』 の概要

今回の改正では、「都市計画法」「中心市街地活性化法」が中心に見直されました。「大店立地法」も一部、運用面での見直しが行われています。

「都市計画法」の改正は、商業地域への施設誘導と郊外部の開発の抑制といった視点で行われています。例えば、床面積1万㎡超の大規模集客施設の郊外への出店を大幅に規制し、「第2種住居」「準住居」「工業地域」には原則として出店ができなくなりました。

また、「中心市街地活性化法」の改正では、都市機能の集約と中心市街地の再生に意欲的な自治体を積極的に支援することとしています。この改正により、大型店舗の郊外出店を規制して、市街地における中心商店街の衰退を止めようとしています。

まちづくり3法の改正ポイントをまとめますと以下の4点になります。

①基本理念等の創設

中心市街地の活性化について、「改正中心市街地活性化法」では、地方公共団体、地域住民、関連業者が相互に連携して主体的に取り組み、国は集中的・効果的に支援することを基本理念に明記しています。地域住民の生活と交流の場として、社会的、経済的、文化的拠点となる中心市街地の形成を図ることを基本としています。

②コンパクトなまちづくりの推進(都市計画法の改正による都市機能の適正立地)

大規模集客施設について、拡散立地に歯止めをかけた上で、新規立地については、住民等が参画する公正・透明な都市計画の手続きを経て、地域の判断により、適正立地を確保することとしています。また、病院、学校等の公共公益施設の立地については、開発許可を要することになります。

③国による総合的・一体的支援

基本計画(中心市街地の方針や目標、中心市街地の区域を定めるもの)においては、国に送付するだけの仕組みから、内閣総理大臣の認定を受

けることが必要な仕組みに変更されました。認定基準のポイントには、以下の内容です。・国の基本方針との適合性(定量的な数値目標の有無等)・基本計画の活性化効果に係る実効性(様々な事業が一体となって実施されること等)・基本計画の実施の確実性(多様な関係者の参加度合い等)

また、中心市街地活性化本部が創設され、基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェックやレビュー(再検討)が行われます。認定基本計画への支援措置が大幅に拡充され、これまでの市街地整備、商業活性化にまちなか居住、都市福祉施設の整備等が追加されています。

④多様な関係者の参画を得た取り組みの推進

まちづくりを推進するにあたって、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会を組織することが法制化されました。地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、主体的に取り組むことが重要視されています。

◇中心市街地への期待

活性化された中心市街地とは、以下のような状態であるといえます。

都市計画法の規制対象の比較

改正前		改正後	
50 m ² 超不可	第1種低層住居専用地域	50 m ² 超不可	用途地域
150 m ² 超不可	第2種低層住居専用地域	150 m ² 超不可	
500 m ² 超不可	第1種中高層住居専用地域	500 m ² 超不可	
1,500 m ² 超不可	第2種中高層住居専用地域	1,500 m ² 超不可	
3,000 m ² 超不可	第1種住居地域	3,000 m ² 超不可	
	第2種住居地域	大規模集客施設については、用途地域の 変更又は用途を緩和する 地区計画決定により立地可能	
制限なし	準住居地域		用途地域
	工業地域		
	近隣商業地域	制限なし	
	商業地域	※	
	準工業地域		
用途地域の変更又は 地区計画(再開発等 促進区)決定が必要	工業専用地域	用途地域の変更又は 地区計画(再開発等 促進区)決定が必要	
原則不可 ただし、計画的な大規模開 発は許可 (病院、福祉施設、学校等 は開発許可不要)	市街化調整区域	大規模開発も含め、原則 不可 地区計画を定めた場合、 適合するものは許可 (病院、福祉施設、学校等 も開発許可を必要とする)	
制限なし	非線引き都市計画区域、 準都市計画区域の白地地域	大規模集客施設については、 用途地域の指定により 立地可能 また、非線引き都市計画 区域では、用途を緩和す る地区計画決定でも立地 可能	

大規模集客施設：床面積1万m²超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等

※準工業地域では、特別用途地区を活用。

特に地方都市においては、これを中心市街地活性化法の基本計画図による認定の条件とすることを基本方針で明記。

・商業、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、住民や事業者へのまとまった便益を提供できること。
・多様な都市機能が身近に備わっていることから、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供できること。
・公共交通ネットワークの拠点として整備されていることを含め、既存の都市ストックが確保されているとともに、歴史的・文化的背景等と相まって、地域の核として機能できること。
・商工業者その他の事業者や各層の消費者が近接し、相互に交流することによって効率的な経済活動を支える基盤としての役割を果たすことができること。
・過去の投資の蓄積を活用しつつ、各種の投資を集中す

ることによって、投資の効率性が確保できること。
・コンパクトなまちづくりが、地球温暖化対策に資するなど、環境負荷の小さなまちづくりにもつながること。
このことから、中心市街地の活性化は、各地域の発展に重要な役割を果たすことが期待されています。しかしながら、前述したように現状の中心市街地にはこのような期待に応えることが厳しい状況であるといえます。
そのため、「改正まちづくり3法」のもと行政、住民、地権者、事業者等が共通の目的意識をもって協力していくことが求められます。具体的な計画をつくり、地域ぐるみで実効性のある実施体制を整備していくことが、従来に増


して重要になってくるといえます。全国的に見ても中心市街地は厳しい状況にあります。しかしながら、このような状況下で様々な事業に取り組み、先進事例として取り上げられている地域もあります。先進事例として取り上げられる地域で共通していることは、まちづくりを実施する上でのしつかりとしたコンセプトを持っていること、これをベースに様々な事業を展開させていることです。魅力あるまちは、常に事業が動いています。また、このような地域では、まちや商店街づくりを引っ張るリーダーの存在があります。ある地域の商店街のリーダーは、ものを売り買いする経済的な役割だけではなく、様々な機能を重視し、斬新なアイデアでまちづくりに取り組んでいます。
また、今後の中心市街地の発展という視点では、現在まちづくりにおいて、各地で活躍されるリーダーや組織が築き上げた流れを次の世代に継承するしくみづくりも重要と考えられます。すでに新たな枠組みに基づき、中心市街地の活性化に向けて、いくつかの中心市街地活性化協議会が立ち上がり始めました。今後、全国各地で中心市街地活性化協議会をはじめとする、より

観光産業経営アドバイザー
をご活用ください

実効性の高いまちづくりの組織基盤が構築されることが期待されます。

千葉県及び(財)千葉県産業振興センターでは、「観光立県千葉」の実現を目指す観光産業のレベルアップ事業の一環として、観光事業者及びその関連事業者(旅館・ホテル業、旅行業等)の経営の革新・向上を図るために、経営の諸問題に対する専門家(中小企業診断士等)をアドバイザーとして無料で派遣し、相談・助言を行っていきます。
経営アドバイザーは豊富な知識・経験・情報を基に、皆様の経営の革新がより円滑に進むように直接企業を訪問し、アドバイスをいたします。派遣日数は原則として2日間程度とします。
ぜひ、観光産業経営アドバイザーをご活用いただき、観光産業の活力の向上にお役立てください。
【申込・問合せ】
(財)千葉県産業振興センター
経営支援部 産業人材支援室
☎043-246-1980
FAX043-242-2126

会議所窓口相談




商工相談日
金融相談日

毎週
水曜日
(午前中)

毎月第3金曜日
・中小企業金融公庫(13時~15時)
・国民生活金融公庫(10時~15時)

法律・税務・商工相談

■法律 千葉県産業振興センター
■税務 齊藤晃夫先生
宮崎健一先生
仲村榮先生



ご相談のときは事前にご連絡下さい。

〈米国経済の減速とわが国への影響〉

堅調な展開が続いてきた米国経済に、少しずつ減速の兆候が表れてきた。今年4～6月期のGDPは対前期比プラス2.9%と、1～3月期の5.6%から大幅ダウンした。不動産価格にも伸び悩み傾向が鮮明化しており、今後の動向次第では、多額の住宅ローンを負った家計部門にマイナスの影響が出てくる可能性がある。

米国景気にブレーキをかけている主な理由は2つある。1つは金利の上昇だ。2004年6月以降、米国の金融当局は0.25%ずつ17回連続

で金利の引き上げを行ってきたが、引き上げ幅が小刻みだったこともあり、その効果が表れるまでに時間がかかった。最近、ようやく住宅ローン金利の上昇などの経路をたどって、景気にブレーキをかけて始めている。もう1つは、原油価格の高騰によるガソリン価格の高止まりだ。自動車社会である米国では、ガソリン価格が上がったからといって、ガソリンを買わないわけにはいかない。ガソリンに費やすお金が増えれば、その分をどこかで儉約せざるを得ない。中・低価格帯の商品ぞろ

えをしているチェーンストアなどの売上、特に衣料品などが伸び悩んでいるのは、こうした傾向が顕在化していると考えられる。

問題は、景気にブレーキをかける2つの要因次第で、今後、米国経済の先行きに黄色信号がともる可能性が高まっていることだ。そのシナリオが現実味を帯びてくるようだと、わが国をはじめ世界経済にマイナスの影響が出ることは避けられない。現在、米国は世界経済のけん引役である。有り体に言えば、米国がたくさんのものを海外から買ってくれるため、主要国の景気が上昇傾向をたどっているのだ。その結果、米国の貿易赤字は膨らむ。米国の赤字は、日本や中国、そのほかのアジア諸国の黒字であり、それが各国の経済を潤している。その米国が景気の減速によって、今までのようにものを買ってくれなくなると、わが国にもマイナスの影響が及ぶのは不可避だろう。

足元のわが国経済をみると、企業の設備投資が予想を上回る堅調な展開を示していることもあり、米国経済が減速したとしても、直ぐに経済全体に暗雲が立ち込めるとは考え難い。しかし、業種や企



業規模による企業間格差が拡大しつつある状況を考えるに、景気の先行きを過度に樂觀視することは適切ではない。米国経済が減速して、その米国や中国向けの輸出が頭打ち傾向を示せば、企業の設備投資意欲が徐々に冷え込むことも考えられる。その場合には、わが国経済の景気回復の足どりは、一段と速度を落とすことになるはずだ。現在、政府は財政建て直し政策を優先しており、財政状況の悪化が続く地方自治体のことを考えると、有力な製造業の立地が少ない地方経済は、さらに厳しい状況に追い込まれる可能性がある。米国経済の減速で大手製造業の勢いが削がれるようだと、わが国経済の元気が少しづつ失われることも懸念される。今後も、米国経済の動向を注視する必要があるだろう。

おめでとうございます



小林義和氏が財務大臣表彰を受賞

当所副会頭小林義和氏は、平成18年度財務大臣納税表彰において、財務大臣表彰を受賞されました。今回の表彰は、税知識の普及などの地域活動を通じた税務行政への功績が評価されたものです。

小林副会頭は、平成4年から館山間税会会長に就任し、間税会の地域リーダーとして正しい税知識の普及や納税道義の高揚に貢献される他、上部団体の東京国税局間税連合会や千葉県間税連合会の副会長、全国間税連合会常任理事などの要職も兼務し、啓蒙活動や組織運営の充実などに貢献されています。

おめでとうございます。

ふるさとの味覚を自由に
詰め合わせて

南房総GIFT

館山商工会館 物産展示場

天保年間創業・通産大臣賞受賞・全国伝統的工芸品
千葉県指定伝統的工芸品 (小糸の煙火)

(有) 福山花火工場

代表取締役 福山 一郎

千葉県君津市外箕輪 4丁目10番20号
☎0439 (55) 7033

青年部の窓

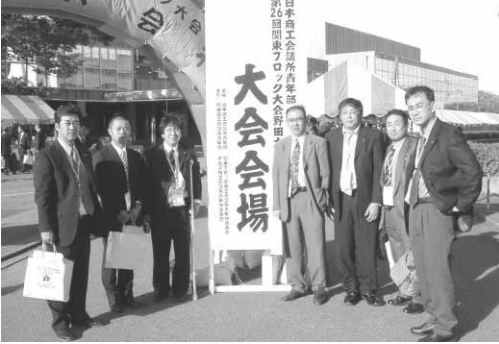
第26回関東ブロック 野田大会参加報告

青年部監事 小林 稔

去る10月7日(土) 鈴木秀樹会長、安藤直前会長、渡辺副会長、鳥山事務局長、小倉副委員長、会議所の高橋さん、そして私の7名で関東ブロック野田大会(以下関ブロ)に参加してきました。

私の日頃の行いが良いせいか前日まで大荒れの天気も急速に回復し、当日はそれこそ雲一つ無い快晴に恵まれ朝8時に館山駅に集合し2台の車に分乗し一路野田まで向かいました。

数年ぶりに千葉県で行われ



る関ブロということ野田の青年部員を筆頭に県連の仲間達の結束は強く「野田に行くノダ」を合い言葉に(陳腐な洒落ですいません)数ヶ月前からこの日を心待ちにしてきました。館山から野田まで片道約150キロ、千葉の南端から北端までの移動は三時間を超えます。以前より道路事情が改善されたとはいえ「千葉県は広いな」を実感しました。会場の野田文化会館には予定通り無事到着しました。参加記念として野田名物の醤油をもらいました。会場には野田の名産物を威勢のよいかけ声で売る多くの出店が有りお祭りのように賑やかでした。「店が出ていたら買ってみや」という親の教えを忠実に守り、私はおいしそうなお煎餅とお菓子を買いました。式典会場には関東各地、遠くは九州や四国から1000名もの青年部員が集合しました。

株式会社キッコマンの牛久宗司社長をお招きしての記念講演では会社の寿命30年と言われる厳しい時代に何故300年以上に渡り生き残り、なおかつ成長を続ける事

が出来たのか少しでもヒントを得たいと皆一生懸命に耳を傾けていた姿が印象的でした。(多少お世辞が入っていますが)

その後の分科会ではバスで関宿城に移動しました。小高い丘の上にお城が建ち中は博物館になっています。とても大きな川が周囲を流れ回りは見渡す限り大平原です。川の向こう側は茨城県と埼玉県です。昔なら「国境」という感じでしょう。同じ千葉県とは思えない雄大な眺めです。この大きな川が流れては今の東北地方から物資を運ぶ動脈だったという説明を聞くことが出来ました。

博物館の見学を終え野田市総合体育館にて懇親会が行わ

れました。公共の施設を利用するので床一面にビニールが貼られ、汚れやキズが付かないような細かな配慮がされていました。

楽しい宴の時も過ぎ我々一同は帰路につきました。今回の関ブロから何を学んだか。正直あまり得る物はなかったという部員の方もいました。

一見するとお祭り騒ぎにも感じられません。それも事実のひとつです。しかしながら仕事を終えた疲れた体で会議を開き、ミスのないようひとつひとつ確認し、不安や悩みを抱えながらも大きな大会を成功させた野田の青年部に私は尊敬と感謝の気持ちを感じました。私は来春卒業します。

改正消費税個別相談会開催

消費税法の一部が改正され、平成16年分の課税売上高が1,000万円を超える方は、平成18年分において消費税の課税業者となり、申告が必要です。

この機会に是非ご利用下さい。

無料

開催日 11月28日(火) 12月14日(木)
1月17日(水) 1月22日(月)

時間 13:30~16:30

会場 館山商工会議所 会議室

講師 千葉県税理士会館山支部 派遣税理士

お問合せ先
館山商工会議所 中小企業相談所
☎22-8330

充実した設備と細かいサービス~大型印刷機ラインナップ



ハイデルベルグ4色機 (MOV)

ハイデルベルグ2色両面機 (102ZP)

ハイデルベルグ2色両面機 (MOZP)

○チラシ・パンフレット印刷

○オンデマンド印刷
データ入稿~印刷~製本

○NEWショッピング (集合広告)
毎月第3日曜日発行 (新聞折込)
●ぜひご覧ください!

株式会社 集賛舎

館山本社
館山市山本226 〒294-0014
電話0470-22-2277 FAX0470-23-2278

千葉支社
千葉市中央区生実町2498-8 〒260-0813
電話043-300-8661 FAX043-300-8665

鴨川営業所
鴨川市横溝1067-3 第1亀屋ビル3階 〒296-0001
電話04-7093-2377 FAX04-7099-1024

東京支社
東京都中央区京橋3-4-2 フォーチュンビル5階
〒104-0031
電話03-3516-3440 FAX03-3516-3449

来年からは関ブロに参加する事が出来ません。最後の関ブロに参加できて本当に良かったと思っております。

<経営者の退職金、小規模企業共済に加入しませんか> ～個人事業主・会社役員の皆様を応援する共済制度です！～

◆小規模企業共済とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、館山商工会議所は委託団体の一つとして本制度の取扱をしております。

◆制度の特色

1. 掛け金は全額所得控除

掛け金は税法上全額が「小規模企業共済等掛け金控除」として課税対象所得から控除できます（1年以内の前納掛け金も同様に控除できます）。

2. 共済金は退職所得扱いまたは公的年金などの雑所得扱い

共済金は税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。

3. 共済金は一時払い、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用

共済金の受取は、一時払い、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用が選択できます。（ただし、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用の場合は一定の要件が必要です。）

4. 貸付制度

加入者（一定の資格者）の方は、納付した掛け金総額の範囲内で事業資金の貸付け（一般貸付け、傷病貸付け、創業転業等貸付け、新事業展開貸付け、福祉対応貸付け）が受けられます。

◆加入資格・掛け金

【加入資格】

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の方

1. 個人事業主 2. 会社役員 3. 一定規模以下の企業・協業組合の役員

※「常時使用する従業員」には、家族や臨時の従業員は含みません。

※加入後に従業員が増えても脱退の必要はありません。

【掛け金】

月額 1,000～70,000円（500円刻み）。